

J R 東 労 組 盛 岡

No.95

2025年2月12日

東日本旅客鉄道
労働組合
盛岡地方本部

〒020-0045

盛岡市盛岡駅西通二丁目16番31号

発行人 大村 博行

編集人 情 宣 部

NTT 019-623-1011 FAX 019-624-0157

JR 033-2238・2239 FAX 033-2230

個人訴訟に立ち上がった若き仲間の決意に応え、全組合員と共に
裁判支援闘争をたたかい、健全なJ R 東日本をつくりだす特別決議

「被害者が加害者にされた！ J R 東日本武蔵小金井駅暴行事件」において、2025年1月31日、管理者から暴行を受けた被害者でありながら加害者とされた22歳の若き組合員は、自身の懲戒処分と出向の取り消し、処分によって生じた損害の賠償、管理者の暴行や反省文強要についての損害の賠償を求め、J R 東日本と加害者の管理者を被告として、東京地方裁判所に提訴した。

同日、当該組合員とJ R 東労組は、共同で記者会見を行った。当該組合員は「自身の身の潔白を明らかにすることが第一」としつつ、「この先40年J R 東日本で働く以上、裁判に前向きではなかった。しかし、人手不足や作業量の増加など社員の負担は増すばかりの中、パワハラや人権を無視した言動が多々見受けられている。この企業体質を是正し、健全な職場風土を作り上げていくには、抑止力となる存在が必要であり、こうした抑止力は被害者である私が立ち上がるしかない」と勇気ある決意を語った。

当該組合員は、事件発生当時、J R 東日本が経営のパートナーとする社友会の会員であった。しかし、会社は正当防衛を主張する社員に対し「正当防衛なんて成立しない」「上司への暴行」と加害者として扱い、社友会は被害を訴える会員に対し、何も行動しなかった。つまり、社友会は会員の雇用と利益を守らないことが明らかになったのだ。さらに、社友会会員の立場でコンプライアンス相談窓口に通報したが「当該副長の対応を批難することはできないとの報告を受けております」と返答され、身の潔白を晴らすことが出来なかった。

この結果に落ち込む当該社友会会員は、J R 東労組の組合員に相談し、「このまま泣き寝入りするのか。それともJ R 東労組に加入し問題解決を目指すのか」と話され、自らの身の潔白を晴らすためにJ R 東労組に加入したのである。J R 東労組はこの事実を組合員のみならず、組合未加入の社員に明らかにし、J R 東労組への結集を強く呼びかけるものである。

現在J R 東日本は、要員不足を背景とした業務量の増加や事象が多発する中、懲罰的日勤教育やパワハラ、暴行、不当労働行為、一切納得感のない転勤と指摘せざるを得ない事象が組合員に限らず多く発生している。今事象においても、労使議論で解決を求めたが、会社は「再調査はしない」「賞罰やプライバシーに関わることは団体交渉に馴染まない」「正当防衛と判断できない」等と回答し、発生する多くの事象が労使議論で解決が出来ない状況となっている。中には、組合員が訴える事実が改ざんされていると思わざるを得ない事象も発生している。このような現実を是正しない経営姿勢では鉄道の安全は守れない。

J R 東労組盛岡地本は、「安全・健康・ゆとり」が担保された職場をめざし、「この現実をいかに変革していくのか」を全組合員と討論し、健全なJ R 東日本をつくるために立ち上がっていく！

J R 東労組盛岡地本は、個人訴訟に立ち上がった若き組合員の決意に応え、全組合員と共に、裁判支援闘争を最後までたたかい抜いていく。そして、仲間の身の潔白を明らかにし、健全なJ R 東日本をつくるために、J R 東労組の組織強化・拡大を成し遂げていく！

以上、決議する。

2025年 2月10日
東日本旅客鉄道労働組合盛岡地方本部
第45回定期地方委員会

盛岡地本第45回
定期地方委員会

個人訴訟に立ち上った若き仲間の決意に応え、
全組合員と共に裁判支援闘争をたたかい、
健全なJ R 東日本をつくり出す特別決議

全組合員で裁判支援闘争をたたかい抜こう！！